

2026年6月25日

プレスリリース：

ENEOS株主総会で先住民族の同意取得の有無を巡って平行線に！
～パプアLNG事業における先住民族の権利確保をNGOが要請～

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)
国際環境NGO FoE Japan
メコン・ウォッチ

6月25日、ENEOSホールディングス株式会社(以下、ENEOS)の年次株主総会が開催されました。株主総会には日本の環境NGOスタッフも株主として参加し、ENEOSが出資しているパプアLNG事業で影響を受ける先住民族コミュニティの同意を得ていないため、ENEOS自身が現地で先住民族から直接話を聞くべきと質問したところ、ENEOSの経営陣は「オペレーターが国際基準を十分に履行している」と回答し、先住民族が同意しているか否かの事実確認の議論は平行線を辿ったままとなりました。会場前では、環境NGOがENEOSに対して、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や自社の人権ポリシーに反するパプアLNG事業からの撤退を要請しました。



ENEOS本社前でのアクションの様子

パプアLNG事業は、パプアニューギニア南東部のガス田の開発と、首都ポートモレスビー近郊における液化天然ガス生産設備の建設、ガス田と液化天然ガス生産設備を繋ぐパイプラインの敷設を目的とする事業です。ENEOSは同事業の権益を保有しています。同事業は、ガス田開発予定地やパイプライン敷設予定地付近に住む先住民族から、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」で求められている「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)」を取得するため、国際規範に準拠したプロセスを踏んでいると公表しています(※1)。

しかし、事業の影響を受ける先住民族は、事業者との協議や事業の影響の十分な説明に事前にアクセスできなかったと懸念を示しており、同事業のプロセスがFPIC取得の条件である「事前で十分な情報の提供」を満たしていないことが判明しています。先住民族コミュニティは「FPICの承認はしていない」とも述べています。その他、新規の化石燃料事業でありパリ協定1.5度目標に整合していないことや、事業地域の60種以上が調査されたことがない中で森林伐採が予定されているにも関わら

ず、生物多様性を回復させる十分なオフセット措置が講じられていない等の問題も指摘されています。以上の問題から同事業はエクエーター原則（民間銀行の国際的な環境社会配慮基準）に違反するとして、2025年12月に国内外の環境NGO6団体がエクエーター原則協会に異議申立書を提出しました（※2）。現在、世界中の31の金融機関が本事業への不関与を表明しています（※3）。

ENEOSの人権ポリシーには、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を支持し、尊重すると記載されています（※4）。したがって、ENEOSに対し、自社の人権ポリシーに反する同事業からの撤退を強く要請します。

本件に関する問い合わせ先：

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、田辺有輝／本川絢子
tanabe@jacses.org / honkawa@jacses.org

注：

※1：

<https://totalenergies.com/info/papua-Ing-clarification-totalenergies-regarding-compliance-equator-principles>

※2：

<https://www.jubileeaustralia.org/news/latest-news-post/ngos-submit-first-formal-equator-principles-complaint>

※3：<https://defundtotalenergies.org/en/papuaIng-2>

※4：https://www.hd.eneos.co.jp/about/policy/human_rights.html